



消費生活サポーターだより No.22

令和元年5月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは！

令和最初のサポーターだよりをお届けします。皆様の啓発活動に少しでも参考になるようにしたいと思いますので、ぜひご活用ください。まだまだ気温差がある時期ですので、お体にご自愛ください。

今月の目次

- ◇ 送付資料（啓発資料から）
- ◇ 情報掲示板（お知らせ）
- ◇ 活動紹介
- ◇ 知っておきたい参考情報



しあわせ信州

送付資料（啓発資料から）

独立行政法人国民生活センター（詳細は別紙参照）

「見守り新鮮情報 第335号 コインパーキングの表示をしっかりと確認しましょう」

「見守り新鮮情報 第336号 いつの間にか切り替えに 電気の契約切り替えトラブル」

「見守り新鮮情報 第337号 水漏れ！広告では「見積もり無料」でも、作業費は請求！？」

「子どもサポート情報 第142号 ベルトは必ず装着！ ベビーシートをベビーキャリーとして使う際の事故に注意」

長野県発行資料

メールマガジン5月号

情報掲示板（お知らせ）

長野県消費者大学の開催について

本年度は、佐久と伊那で全6回の日程で開催いたします。

佐久会場：佐久市佐久平交流センター

日時：9/21(土), 10/6(日), 10/14(月・祝), 11/4(月・祝), 11/16(土), 12/1(日)

伊那会場：伊那市生涯学習センター

日時：9/16(月・祝), 9/29(日), 10/19(土), 10/26(土), 11/9(土), 11/23(土)

履修内容：12講座（1日午前・午後2講座、1講座につき概ね2時間、計6日間）

修了：8講座（全講座の2/3）以上を受講した者に修了証を発行

詳細につきましては、長野県消費生活情報ウェブサイトをご覧ください。

6月26日（水）より募集開始予定です。



しあわせ信州

消費生活相談員資格取得支援講座について

悪徳商法など消費生活にかかわる様々な消費者トラブルの解決を手助けする、国家資格「消費生活相談員」の資格取得を目指す方々を支援する講座を開催中です。途中からの参加も受け付けていますので、くらし安全・消費生活課にご連絡ください！

詳細は、長野県消費生活情報ウェブサイトにてご覧ください。(長野県消費生活情報ウェブサイト>トピックス)

活動紹介(こんな活動が行われています！)

消費者月間記念講演会として、今年は5月15日(水)に「ギャンブル依存症について」の講演がありました。

当日は、県内の市町村や社会福祉協議会の職員、当事者の家族ら約110人が出席し、依存症の実態や当事者への向き合い方について学習しました。講演者のあさか事務所(福島県郡山市)の安藤宣行代表からは「社会全体が依存症について理解を深めるべきだ」という話もありました。

平成30年度の活動報告をいただいています。前号に引き続きご報告第二弾です。

「だまされかけた方への激励」

「消費者の会で発行している消費者だよりを、文化センター、役場、スーパーなどへ置かせていただき、読んでもらっている」(ありがとうございます！)

「消費者活動・運動と直接関係ない集まりでも(同窓会、同好会等)などでも様々な消費生活の情報を流している。」

「消費生活の会のメンバーとして、食品製造会社の工場見学」

知っておきたい参考情報

消費者契約法の改正(令和元年6月15日施行)

今回の改正では、消費者と事業者の交渉力などの格差を鑑み、消費者契約に関する被害事例を考慮したものが反映されています。主な改正ポイントは下記のとおりです。

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

社会生活上の経験不足の不当な利用、加齢等による判断力の低下の不当な利用、靈感等による知見を用いた告知、契約締結前に債務の内容を実施等、不利益事実の不告示の要件緩和

無効となる不当な契約条項の追加等

消費者の後見等を理由とする解除条項、事業者が自分の責任を自ら決める条項

事業者の努力義務の明示

条項の作成、情報の提供

「こんなテーマを取り上げてほしい!」とか「これについて詳しく知りたい!」など、ありましたら、ぜひご連絡ください。

長野県 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 担当:北林

電話:026-223-6770 FAX:026-223-6771

Eメール:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



発行 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課